

JIS

石油製品—アニリン点 及び混合アニリン点試験方法

JIS K 2256 : 1998

平成10年1月20日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 27.6.21 改正：平成 10.1.20

官報公示：平成 10.1.20

原案作成協力者：石油連盟

審議部会：日本工業標準調査会 化学部会（部会長 三田 達）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課（☎ 100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

石油製品—アニリン点 及び混合アニリン点試験方法

K 2256 : 1998

Petroleum products—Determination of aniline point and mixed aniline point

序文 この規格は、1989年に第2版として発行されたISO 2977 (Petroleum products and hydrocarbon solvents—Determination of aniline point and mixed aniline point) を元に、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。

1. 適用範囲 この規格は、石油製品のアニリン点及び混合アニリン点を測定する方法について規定する。

備考1. この規格は危険な試薬、操作及び装置を使うことがあるが、安全な使用方法をすべてにわたって規定しているわけではないので、この試験方法の使用者は、試験に先立って、適切な安全上及び健康上の禁止事項を決めておかなければならない。

2. アニリン点試験方法は、試料のアニリン点が、アニリン—試料混合液の泡立ち温度より高い場合（アニリン点測定操作において室温で白濁しているアニリン—試料混合液を加熱したときそれが透明になる前に沸騰又は泡立ちが起こる場合）には、適用できない。

また、試料のアニリン点がアニリン—試料混合液の凝固点よりも低い場合（アニリン点測定操作において室温で透明なアニリン—試料混合液を冷却したとき、それが白濁する前にアニリンの結晶が現れる場合）にも適用できないが、この場合には混合アニリン点試験方法を適用する。

3. この規格の引用規格を、付表1に示す。

4. この規格の対応国際規格を、表1に示す。

5. この規格の関連外国規格を、付表2に示す。

表1 対応国際規格

| 試験方法 | 対応国際規格 |
|--------------------|--|
| アニリン点及び 混合アニリン点 | ISO 2977 : 1989 Petroleum products and hydrocarbon solvents—Determination of aniline point and mixed aniline point |

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- アニリン点** 等容量のアニリンと試料とが均一な溶液として存在する最低温度（アニリンと試料とが完全に溶け合っている状態から、温度を下げて両者が分離して濁りを生じる温度）。
- 混合アニリン点** アニリン2容、試料1容及びヘプタン1容が均一な溶液として存在する最低温度（アニリン、試料及びヘプタンとが完全に溶け合っている状態から温度を下げて両者が分離して濁りを生じる温度）。
- 泡立ち温度** 標準条件下で加熱したときに、混合液自体に最初に泡が生じる瞬間の温度。

3. 試験方法の種類 試験方法の種類は、表2のとおりとする。